

随意契約によることとした理由

1 件名

平和大通り公園の利活用のためのワークショップその他業務

2 品名又は業務概要

本市では、令和4年3月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」及び令和5年3月に取りまとめた「平和大通りの利活用のための整備イメージについて」に基づき、官民が連携し、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用を進めることとしている。

本業務は、令和6年3月に取りまとめた「平和大通り公園（仮称）の利活用のためのルール（試行案）」を担い手自らが企画に参加することで検証し、より実践的なルールにすることや、担い手や沿道企業等による組織の形成についての検討を行うためのワークショップを開催するに当たり、その準備・運営を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島県広島市中区榎町7-6

(2) 商号又は名称

株式会社エブリプラン中国支社

4 随意契約の根拠規定等

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約とする理由

本業務の履行については、民間の優れた企画、ノウハウ、専門知識、経験等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、2者から提案があり、「平和大通り公園の利活用のためのワークショップその他業務プロポーザル審査委員会」において審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。